

発電事業者の皆さまへ

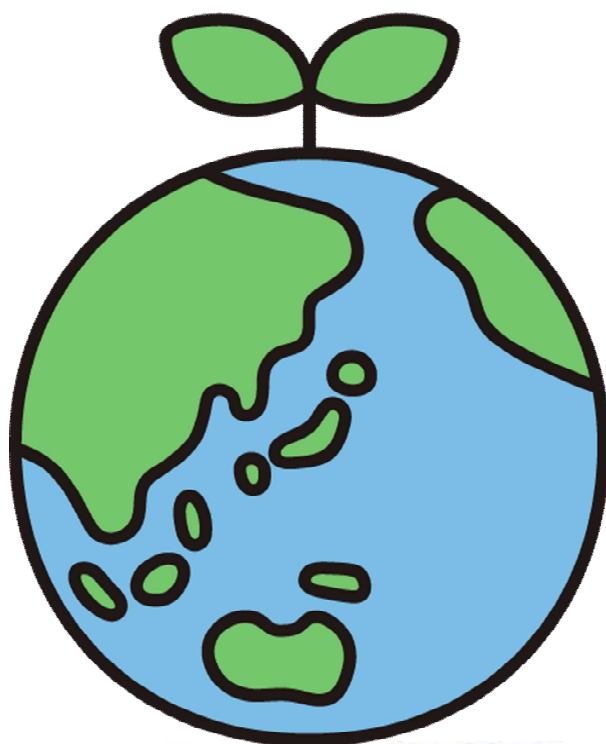
士別市の自然環境等と 再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例 (令和7年4月1日施行)

市内に発電出力が10キロワット以上の

太陽光 **風力** **水力** **地熱** **バイオマス**

などの再生可能エネルギー発電施設（自己消費を除く）を

設置する場合には**市への届出**や**市民への説明**が必要です。



士別市

条例制定の背景と目的



現在、国内の多くの地域で再生可能エネルギー発電施設の設置が進められています。一方で、落雷や台風等による設備の破損や、土砂崩れなどの自然災害が発生するケースもあり、使えなくなった太陽光パネルの放置が大きな社会問題となっています。

市では、再生可能エネルギー発電施設の設置や稼働に際し、地域住民の安全と環境への影響に十分配慮すると共に、地域との適切な調和が図られることを目的に、本条例を制定しました。

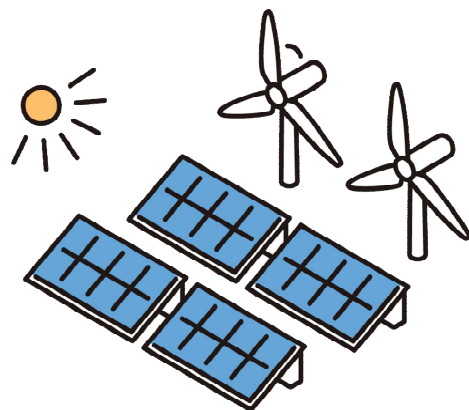
条例のポイント

01. 設置禁止区域

- ①土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域 ②砂防指定地 ③都市計画区域
- ④保安林 ⑤農地法に規定する甲種農地、農用地区域内農地、第一種農地
- ⑥農業振興地域の整備に関する法律により規定する農用地区域
- ⑦その他市長が定める区域

02. 設置事業者が守る主なルール

- ・市と事業者との事前協議
- ・近隣住民等（自治会など）への説明会の開催
- ・施設の適切な維持管理
- ・施設への立入検査や勧告の実施
- ・勧告に応じない場合は、措置命令、違反事実の公表



手続きフロー

事業計画

【事前協議】



【説明会の開催】

※説明会開催の 30 日前までに市及び近隣住民等に周知



【設置届出書及び維持管理計画の提出書】

※事業着手の 90 日前までに届出

※維持管理結果は、管理を行った年度の翌年度の5月末までに提出



【工事着手】



【変更届出書】

※変更した場合のみ

【工事着手届出書】

※工事着手後、速やかに届出



【工事完了届出書】

※工事完了後、速やかに届出

その他届出

【廃止届出書】

※事業の廃止予定日の 30 日前までに提出

※事業廃止後は速やかに当該施設を撤去する

【事故等報告書】

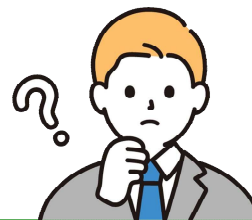
※事故等が発生した日から 30 日以内に提出

【承継等届出書】

※事業を承継した日から 30 日以内に提出

※いずれも当該事業がある場合のみ、上記届出が必要です。

Q & A



Q 1 近隣住民等の範囲は？

A 1 再生可能エネルギー発電事業の実施に伴い生活環境等に影響を及ぼす恐れがある市民等です。

Q 2 条例を遵守しなかった場合、処分を受けることはありますか？

A 2 条例が遵守されなかった場合、市からは指導・助言を行います。

(必要に応じて報告又は資料の提出・立入検査を行います。)

それでも改善されない場合は、勧告・措置命令に続き、当該勧告の内容を公表します。

Q 3 条例の全文を閲覧することはできますか？

A 3 市のホームページに条例及び施行規則等を掲載しています。

また、何かご不明点がある場合は、下記へお問い合わせください。

お問い合わせ先

士別市総務部総合政策課まちづくり推進係

〒095-8686 士別市東6条4丁目1番地

電 話 0165-26-7790 (直通)

F A X 0165-22-1934

メール seisakuka@city.shibetsu.lg.jp



<https://www.city.shibetsu.lg.jp/soshikikarasagasu/kikakuka/machidukurisuishinkakari/6018.html>

士別市ホームページはこちら